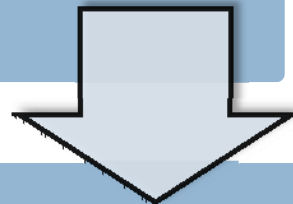


提案①「出頭義務の緩和」



自動車の登録手続の電子化を進め、平成24年度からは出頭義務を緩和する。

- ・具体的には、新車の登録手続について運用されている「自動車保有関係手続のワンストップサービス」を、住所変更等の手続にも拡大すべく、関係者との調整、システムの設計を行う(23年度)。また、システム改修、関係法令の改正を行う(24年度)。
- ・本取り扱いにより、年間約300万件(移転・変更登録全体の約4割)の出頭義務を緩和
- ・但し、ナンバープレートの変更を要する場合は、ナンバープレート取り付け・封印のために引き続き出頭が必要。

提案②「住民票、車庫証明書の省略」

住民票について

使用者の住所確認のための書類は、住民票の写しに加え、免許証のコピーでも可能とする。

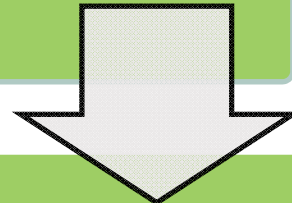
- ・パブリックコメント、関係者への周知を経て23年1月から実施
- ・本取り扱いにより、年間約200万件（使用者を個人として新規・変更・移転登録する件数）の必要書類が簡略化
- ・なお、所有者の住所確認については、所有権公証という目的に鑑み、住所の履歴を確実に把握できる住民票が必要。

車庫証明書について

保管場所確保義務を担保するため、車庫証明書を省略することは困難。

ワンストップサービスの利用促進、手続拡大（24年度）により、警察署への出頭の手間の削減を図る。

提案③「高級車に限定」



現在、自動車の二重譲渡や盗難車の不正登録といったトラブルを防止するため、所有権公証制度の下で厳格な所有権審査を実施。

今後、自動車の売買等取引への影響や、社会的影響も十分に見極めた上、自動車の価格で手続きを分けることの是非も含め、どのような形で更なる手続の簡略化が図れるかを関係者と協議し、検討。

- ・警察当局や自動車販売事業者等関係者の意見も聞きつつ、本年度末までに検討結果をとりまとめ。その結果を踏まえ、必要に応じ、法令改正等所要の手続きを実施。